



2025年4月25日

各 位

会 社 名 フォルシア株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 屋代 浩子
(コード番号：304A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 洲巻 圭介
(TEL 03-6457-4294)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は2025年4月25日開催の取締役会において、2025年5月28日開催予定の第24期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応することができる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任を得る機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第20条（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、2024年8月30日開催の当社臨時株主総会において選任された取締役の任期につきまして、従前の規定が適用されることを明確にするため、附則に任期調整に関する規定を設けるものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案第42条（剰余金の配当等の決定機関）及び第43条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）、第43条（期末配当金）及び第44条（中間配当金）を削除するほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<u>第7条（自己株式の取得）</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第 <u>8</u> 条～第 <u>19</u> 条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>18</u> 条 (現行どおり)

<u>第20条（取締役の任期）</u> <u>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第21条～第42条 （条文省略） （新設） （新設） <u>第43条（期末配当金）</u> <u>当会社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u> <u>第44条（中間配当金）</u> <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u>	<u>第19条（取締役の任期）</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち</u>最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除） 第20条～第41条 （現行どおり） <u>第42条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> <u>第43条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> <u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> （削除） （削除）
---	--

第45条 附則 (新設)	(条文省略)	第44条 附則 第2条 <u>1. 第19条の規定にかかわらず、2024年8月30日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、2026年2月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 本条は、当該期日経過後、これを削除する。</u>	(現行どおり)
----------------------------	--------	--	---------

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2025年5月28日（予定）
定款一部変更の効力発生日	2025年5月28日（予定）

以 上